4　仲裁裁判所の裁定は、この協定の関連規定、関係する国際法の規則、両締約国が提出した意見書及び行った陳述並びに第二百十四条の規定により提供された情報に基づくものとする。

5　仲裁裁判所は、裁定において、この協定に定める両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又はこの協定に定める両締約国の権利及び義務を減ずることはできない。

6　仲裁裁判所の裁定（認定を含む。）は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第二百十七条　仲裁裁判手続の停止及び終了

1　仲裁裁判手続は、両締約国が合意する場合にはいつでも、十二箇月を超えない期間停止することができる。この場合には、第二百十三条4、前条1及び2並びに第二百十九条5に定める期間は、仲裁裁判手続が停止された期間延長されるものとする。仲裁裁判手続は、いずれかの締約国の要請により、いつでも再開されるものとする。

2　仲裁裁判手続が十二箇月を超えて停止された場合には、仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、設置の根拠を失う。仲裁裁判所の設置の根拠が失われた場合において、両締約国間の紛争が解決されていないときは、この章のいかなる規定も、締約国が同一の問題に関して新たな仲裁裁判手続を要請することを妨げるものではない。

3　両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、仲裁裁判所の裁判長に対し共同で通報することにより仲裁裁判手続を終了することについて合意することができる。

第二百十八条　裁定の実施

1　被申立国は、第二百十六条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。

2　被申立国は、裁定が下された日の後三十日以内に、当該裁定を実施するために合理的かつ必要と判断する期間を申立国に通報する。

3　申立国が2の規定により通報された期間を受け入れることができないと認める場合には、両締約国は、裁定を実施するための相互に合意する期間を決定するため、協議を行う。

4　両締約国が裁定が下された日の後四十五日以内に裁定を実施するための期間について3の規定により合意することができない場合には、申立国は、当該裁定を実施するための期間についての問題を仲裁裁判所に付託することができ、仲裁裁判所は、当該裁定を実施するための妥当な期間について決定する。仲裁が行われる場合には、仲裁裁判所に対し、当該妥当な期間は当該裁定が下された日から十五箇月を超えるべきではないとの指針が与えられるべきである。この十五箇月の期間は、特別な事情があるときは、短縮し、又は延長することができる。

5　被申立国は、2から4までの規定により決定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、相互に満足すべき代償その他の代替措置の提供を図るため、その期間の満了までに申立国と協議を開始する。

6　被申立国が2から4までの規定により決定された期間内に第二百十六条に規定する仲裁裁判所の裁定を実施したか否かについて両締約国間で意見の相違がある場合には、いずれの締約国も、当該意見の相違についての問題を仲裁裁判所に付託することができる。

第二百十九条　未実施（利益の停止）

1　前条2から4までの規定により決定された期間の満了の日の後二十日以内に同条5の規定に従って満足すべき代償その他の代替措置について合意されなかった場合には、申立国は、被申立国に対し、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を通報することができる。

2　被申立国が前条2から4までの規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、同条6の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立国は、その確認が行われた日の後三十日以内に、被申立国に対し、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を通報することができる。

3　1及び2の規定による譲許その他の義務の適用の停止は、この条の関係する規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a)　当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(b)　一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施された時に解除されること。

(c)　裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d)　当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野における譲許又は義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

4　被申立国は、申立国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について1から3までに規定する条件が満たされていないと認める場合には、申立国に対し協議を要請することができる。申立国は、その要請が受領された日の後十日以内に協議を開始する。この4の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が当該条件が満たされているか否かについての問題を解決することができない場合には、被申立国は、当該問題を仲裁裁判所に付託することができ、仲裁裁判所は、当該条件が満たされているか否かについて決定する。

5　第二百十条1(e)の規定にかかわらず、前条及びこの条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、できる限り、当該仲裁裁判所が検討する問題の発端となった裁定を行った仲裁裁判所の仲裁人と同一の者とする。これが可能でない場合には、前条及びこの条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第二百十条1の規定により任命する。前条及びこの条の規定により設置される仲裁裁判所は、両締約国が異なる期間について合意する場合を除くほか、当該仲裁裁判所が検討する問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該裁定は、両締約国を拘束する。

第十六章　最終規定

第二百二十条　附属書、付録及び注釈

この協定の附属書、付録及び注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第二百二十一条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二百二十二条　効力発生

この協定は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。この協定は、第二百二十四条の規定に従って終了しない限り、効力を有する。

第二百二十三条　改正

1　両締約国は、この協定を合意によって改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。この協定の改正は、この協定の不可分の一部を成す。

2　1の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより合意することができる。

(a)　附属書一（ただし、統一システムの改正に伴う改正であって、附属書一の規定に従って一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものに限る。）

(b)　附属書三

(c)　附属書四

(d)　附属書十（ただし、第百七十七条5の規定に従う場合に限る。）